

## 教育訓練事業の変遷

井上 信久

## 1. 教育訓練に係る主な事項

本院における教育訓練事業は、国及び地方公共団体等において公衆衛生関係業務に従事している技術者や、これから従事しようとしている技術者に対して、公衆衛生の専門家として必要な卒後教育を行い、我が国の公衆衛生の向上に資することを目的として、昭和13年に創立し約1年間の準備期間において、昭和14年から教育訓練事業が開始された。

しかし、創立以来63年間の歩みの中で多くの社会的変貌、行政の変革等により、教育訓練事業の内容はそれぞれの時代に対応しつつ変遷を重ねて今日に至っている。

## 第1期（昭和14～21年度 - 創立から終戦直後まで -）

- ・昭和14年から、医学部及び薬学部（1年）、獣医学部（4ヶ月）を開始。
- ・昭和15年に、学部を学科と称し、看護学科（4ヶ月）及び栄養学科（1年）を追加
- ・昭和18年に、看護学科を保健指導学科と改称
- ・昭和21年5月に、医学科及び薬学科（1年）、衛生獣医学科（6ヶ月）、栄養学科（1年）、公衆衛生看護学科（6ヶ月）の5学科を実施すべく法令上は整備されたが、戦後の混乱により、現実には栄養学科本科及び公衆衛生看護学科が行われたに過ぎなかった。なお、創立から戦後までの第1期には、数日程度の短期講習会が各分野について実施された。

## 第2期（昭和22～30年度 - 戦後の混乱への対応 -）

- ・昭和22年度は戦後の混乱への対応のため、次の13の短期課程が開始された。
  - ① 医学科（3ヶ月）
  - ② 衛生監視学科（3ヶ月）
  - ③ 衛生獣医学科（2ヶ月）
  - ④ 栄養学科（2ヶ月）
  - ⑤ 衛生看護学科（4ヶ月）
  - ⑥ 衛生工学科（3ヶ月）
  - ⑦ 衛生教育学科（2ヶ月）
  - ⑧ 衛生統計学科（2ヶ月）
  - ⑨ 衛生薬学科（2ヶ月）
  - ⑩ 試験検査学科（2ヶ月）
  - ⑪ 化学検査学科（2.5ヶ月）
  - ⑫ 臨床病理検査学科（2.5ヶ月）
  - ⑬ 細菌検査

学科（3ヶ月）、これらのうち数コースは1年に3回から4回も実施されており、その成果が戦後の混乱期における公衆衛生活動を支えたことはいうまでもない。

- ・法令上再整備された長期課程も昭和24年に正規医学科（1年）、昭和25年に正規看護学科（1年）、昭和26年に正規薬学科、・正規獣医学科、・正規栄養学科（6ヶ月）が再開され、その後の長期課程の基盤となった。

## 第3期（昭和31～38年度 - 成長と発展 -）

- ・戦後の混乱から脱却し漸く安定した社会情勢の中で、都市化、工業化によって生じた公衆衛生の新しい課題に対応する必要が急務となり、昭和28、29年頃より教育訓練計画の再検討が始まり、院内に教育審議会を設け、院長の諮問に対する答申があり、昭和31年に「国立公衆衛生院養成訓練規程」が整備され、長期の正規課程（1年、3学科）と短期の特別課程（3ヶ月、12学科）に教育体制を分けるようになった。
- ・昭和32年に再度、「養成訓練規程の改善について」の院長の諮問に対する答申があり、昭和33年より高度な再教育課程として生涯教育的ニュアンスを強めた。
- ・昭和35年に「公衆衛生教育制度調査委員会（野辺地委員会）」が設けられ、昭和37年に「公衆衛生教育制度の将来について」として厚生大臣に報告された。

## 第4期（昭和39年～54年度 - 反省と検討 -）

- ・昭和39年から正規課程（1年、3学科）は、専攻課程（1年、5学科：医学科、衛生技術学科、看護学科、衛生教育学科、栄養学科）と改称された。
- ・昭和42年に当時大きな問題となってきた公害問題に対処するため、公害衛生学科が設けられたが、これは昭和47年から環境科学科と改称された。
- ・一方、昭和39年の専攻課程の発足に伴い、特別課程の一部であった新任医官対象の基礎コースは、新たに基礎課程医学科として出発し、専攻課程、基礎課程、特別課程の3課程となった。昭和40年には、基礎課程に環境衛生学科が追加された。
- ・以上のような教育体制の整備に伴う教育内容の充実と

して、専攻課程の入学資格の引き上げが行われ、さらに単位制・科目制が導入された。特別課程は、現任訓練の入門的、総論的な内容からテーマを絞った高度なものに改められた。

- ・院内の教育計画委員会（橋本委員会）が精力的に活動して「公衆衛生卒後教育の将来計画」素案を固めた。一方、昭和50年に厚生省に公衆衛生教育制度改善検討委員会（松尾委員会）が設けられ、昭和53年3月厚生事務次官あてに報告書を提出された。
- ・昭和54年に本院、厚生省、文部省などの間で検討の結果、現在の国立公衆衛生院教育訓練規程としてまとめられた。

#### 第5期（昭和55年度～現在 -新制度の確立と定着-）

- ・新教育体制は、研究課程、専門課程、専攻課程（環境コース、看護コース、保健コース及び特別課程（13～17コース）の4課程となった。
- <平成13年度実施計画>
- 研究課程（標準修業年限3年，定員5名）
  - 専門課程（標準修業年限2年，定員10名）
    - 平成12年度から専門課程分割前期（基礎），分割後期（応用），国際コースを開始
    - 分割前期（3ヶ月，30名）
    - 分割後期（分割前期の修業年を含む最大5年以内，定員10名）
    - 国際コース（修業年限2年，定員5名）
  - 専攻課程（修業年限1年）
    - 環境コース（定員15名），看護コース（定員20名），保健コース（定員15名）
  - 特別課程（概ね1ヶ月，定員10～30名）

12コース（疫学統計コース，公衆衛生看護管理コース，建築物衛生コース，地域保健医療福祉コース，食肉衛生検査コース，薬事衛生管理コース，ヘルスプロモーションコース，公衆栄養コース，水道工学コース，細菌コース，医療放射線管理コース，食品衛生管理コース）

- ・平成2年度から上記の4課程に加え，次の特定研修を開始
  - 保健情報処理技術研修：平成2年度から年2回（基礎と本科），2週間，定員30名
  - エイズ対策研修：平成4年度から，年3回（基礎と応用2回），1週間，定員200名（基礎）40名（応用）
  - 歯科衛生士研修：平成8年度から，年1回，2週間，定員40名
  - 介護サービスマネジメント行政研修：平成10年度から，年1回，1ヶ月，定員50名
  - 水道クリプトスポリジウム試験法実習：平成10年度から，年1回，2週間，定員20名
  - 新興再興感染症技術研修：平成11年度から，年1回，1週間，定員20名
  - 感染症集団発生対策研修：平成11年度から，年1回，1週間，定員20名
- ・国際協力関係
  - 公衆衛生行政管理研修：平成2年度から，年1回，2ヶ月
  - 国際ポリオ根絶行政研修：平成5年度から，年1回，2週間
  - 南アフリカ国別特設「地域保健行政」研修：平成7年度から，年1回，4週間